

第2回定例会

(6/21~7/4)

平成19年第2回定例会は、6月21日から7月4日までの14日間の会期で開催されました。

区長から、「職員の退職手当に関する条例(一部改正)」などの議案が、議員より「議員派遣の件」の議案が提出されました。慎重審議の結果すべて原案のとおり可決されました。以下、概要をお知らせいたします。

区長提案

条例(一部改正)

▼職員の退職手当に関する条例

雇用保険法が改正され、失業手当の支給要件である被保険者期間が6カ月以上から12カ月以上へと改められたことから、失業者の退職手当の支給要件を改めるほか、退職手当の基本額の特例に係る規定を整備する。

施行期日 平成19年10月1日 (退職手当の基本額の特例に係る改正規定は、公布の日)

特別区税条例

地方税法等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する。

- (1) 特別区たばこ税の税率に係る規定を整備する。
(2) 上場株式等の譲渡所得に係る税率の特例について、その適用期限を延長する。

(3) 特定株式の譲渡所得等に係る課税の特例についてその対象となる株式の取得期間を延長する。

(4) 区民税の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、社会保険料控除の対象とする特例制度を創設する。

施行期日 公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用(租税特別措置法の改正に伴う改正規定は平成20年4月1日、証券取引法の改正に伴う改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日)

▼子どもの医療費の助成に関する条例

子育て世代を積極的に支援するため、医療費の助成対象の範囲を「小学生までの子ども」から「中学生までの子ども」に拡大する。

施行期日 平成19年10月1日

区立保育所条例

認定子ども園において、幼児教育を行う。

施行期日 平成19年9月1日

▼保育の実施等に関する条例

認定子ども園において「短時間利用の児童」として受け入れる児童の入所基準、保育料等を定めるほか、保育料の多子軽減の対象を拡大する。〔短時間利用の児童に係る保育料等〕

入園料 2千円
保育料 月額8千円
施行期日 平成19年9月1日

▼区立保育所における延長夜間保育に関する条例

認定子ども園において、幼児教育の時間外に預かり保育を行うため、利用料等を定める。

〔預かり保育利用料〕
午前7時30分~午後6時30分 日額750円
午前7時30分~午後7時30分 日額1千150円

(いずれも幼児教育の時間を除く。)
施行期日 平成19年9月1日
▼自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

地下鉄中延駅第1区営自転車等駐車場を廃止する。
施行期日 公布の日

▼区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」が改正されたことに伴い、補償基礎額および介護補償の額等を改める。

施行期日 公布の日

契約

▼南大井複合施設耐震改修その他工事請負契約

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 2億370万円
契約の相手方 立建設株式会社東京支店

工期 契約締結の日の翌日~平成20年2月12日

▼品川南ふ頭公園整備工事(その2)請負契約

契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
契約金額 3億9千60万円
契約の相手方 松本・沼田建設共同企業体

工期 契約締結の日の翌日~平成20年3月14日

項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員に推薦すること

- 山本 文武 氏
狩野 隆裕 氏
その他の議案

▼デジタル移動通信システム設備の買入れについて

種類および数量 デジタル移動通信システム設備一式
購入価格 2億4千66万円
契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

▼専決処分の承認を求めることについて

土地収用事件に関する和解
補助第163号線等の整備事業
地域内の関係人から逆収用の請求を受けたため、東京都収用委員会に収用の裁決申請をした土地収用事件に関し、同委員会から和解勧告があったため、平成19年5月17日に専決処分した。

和解内容
(1) 和解が成立した土地の所在
大井一丁目3千616番1

(2) 和解金額の総額
1千920万565円

(内訳)
土地所有者に対し 504万2千229円
関係人に対し 1千415万8千336円

議員提案

議員派遣の件

▼平成19年度管外視察
(1) 派遣目的
施設の概要調査

- (2) 派遣場所
箱根荘、品川荘、日光林間学園
(3) 派遣日
7月11日(箱根荘、品川荘)
7月19日(日光林間学園)

(4) 派遣議員
原 浩三 山内 晃
渡辺 裕一 浅野 浩之
金野 孝子 山元 敬子
安藤 泰作 阿部祐美子
石田 慎吾 稲川 貴之
井桁 敦子 高橋 慎司
渡部 茂 市川 和子

(5) その他
必要な変更が生じた場合は、議長に一任する。

意見の分かれた議案

Table with columns: 会議, 件名, 自民(11), 公明(8), 共産(7), 民主(6), 無ク(4), 無会(2), ネット(2), 議決結果. Rows include: 東京都後期高齢者医療広域連合議員候補者の推薦について, 職員の退職手当に関する条例, 特別区税条例, 区立保育所条例, 保育の実施等に関する条例, 区立保育所における延長夜間保育に関する条例.

○:賛成、×:反対 ()内は所属議員数

採択されて区長に送られた 請願についての報告

区議会で採択し、区長に報告を求めた請願について、次のとおり報告があったので、お知らせいたします。

品川区私立幼稚園児保護者負担教育費軽減の為の請願
1 入園料補助金の増額について
入園料補助金につきましては、園児保護者の一時的負担が大きい入園料の負担軽減を図ることを目的に、平成18年度まで8万5千円を実施していましたが、平成19年度はこれを1万5千円増額し、10万円としました。

この増額により、品川区の入園料補助金は、23区では最も高い補助金額になりました。

2 保育料補助金の所得制限の緩和について
区としましては、厳しい財政状況が続く中、引き続き保護者の負担軽減、公私格差の是正に努めるべく補助金制度の維持に向けて今後とも努力してまいります。

昨年度は国の方針を受け、就園奨励費の第2子以降における補助金単価の加算を小学校1年生のいる世帯にまで拡大しました。平成19年度はさらに拡大し、小学校2年生のいる世帯を補助金単価の加算対象とするという国の方針が打ち出され、品川区においてはこの方針に則って実施しました。

これにより、対象世帯によつては、2万3千500円の増額になることもあります。

また、この制度は、所得の低い方が幼児教育を自由に受けられるよう、一定の所得制限の下で補助金を交付するものであり、現在の基準(園児保護者補助金は約6割の方が該当)

は妥当と考えております。所得制限の緩和につきましては、引き続き所得制限を維持しつつ、該当者に対しては十分な配慮を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

3 私立幼稚園振興のための直接助成の増額および私立幼稚園母の会連合会への助成
私立幼稚園の経営の安定化を図ることを目的とした私立幼稚園への直接助成金は、平成8年度の新設後、増額や実態に沿った制度の見直しに努力してまいりました。今年度については、私立幼稚園相互による事業の拡大を促すために、従来の350万円から100万円増額し、450万円としました。今後とも、幼児教育の充実に向けご活用いただきたいと思います。

このように、区では幼児教育推進のため、助成制度などの見直しや増額をおこなってきただころではありますが、私立幼稚園への直接助成の増額、母の会連合会への直接助成は、昨今の財政事情を踏まざるをえない状況の中で困難と考えております。現状の幼稚園協会への補助金の中で行っている母の会連合会への割当など、運用方法においても検討していただき、私立幼稚園の振興に役立てていただきたいと思います。

区においては、今後、幼保一元化事業を展開し、在宅子育て支援等、0歳児から就学前までのすべての子どもたちを対象とした就学前乳幼児教育の充実を進めてまいります。私立幼稚園に対しましては、今後も幼児教育の発展・維持のため、社会状況に合わせた実態の中で助成をしてまいりますので、ご理解の程をよろしくお願いたします。